別添

マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けＱ＆Ａ
（狂犬病予防法の特例に係るものを除く）

令和３年 12 月１日　第１版
令和４年１月 19 日　第２版
令和４年５月 30 日　第３版
令和４年７月 12 日　第４版
令和４年９月 27 日　第５版
令和６年３月 28 日　第６版
令和７年３月 25 日　第７版
令和８年 10 月 23 日　第８版

目次

１　犬猫等販売業者への対応について

１－①　管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後 90 日以内に販売する場合に、生後 90 日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売することはできますか。

１－②　管内のブリーダーやペットショップが令和４年６月１日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体について、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないですか。

１－③　ブリーダーやペットショップが令和４年６月１日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

１－④　犬猫等販売業者が取得した繁殖の用に供することをやめた犬又は猫については、マイクロチップ装着義務の対象外として考えてよいですか。

１－⑤　獣医師の診断の下、法施行規則第 21 条の４第３項第２号の「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること」に該当するとしてマイクロチップを装着しなかった場合に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着せず販売することはできますか。

１－⑥　同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。

１－⑦　犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。

１－⑧　登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。
（例：譲渡猫カフェ　第一種：展示　第二種：譲渡し）

１－⑨　輸入した犬又は猫に国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合しないマイクロチップが装着されていた場合に、当該規格に適合したマイクロチップを再度装着し直す必要がありますか。（改訂）

１－⑩　法附則第５条第１項に基づく登録を受けなかった犬猫等販売業者に対して罰則はありますか。

１－⑪　飼養施設を持たず、犬又は猫を一時的に保管する取次販売の場合、取次店を所有者として変更登録を受ける必要がありますか。

１－⑫　ペットショップが譲渡の際に登録証明書を渡さずに、マイクロチップ番号と暗証記号が記載された書類を渡すことをもって登録証明書を渡したと取り扱うことは可能ですか。

１－⑬　登録を紙申請する場合、申請から登録証明書が手元に届くまで、ある程度日数を要しますが、この期間に犬又は猫を販売・譲渡し、後日購入者・譲受人に登録証明書を送付することは可能ですか。

２　住民への対応について

２－①　法第 39 条の９に規定されている都道府県等による所有者への指導及び助言（努力義務）について、具体的にはどのようなことを想定していますか。

２－②　民間登録団体が個別に行っているマイクロチップ登録事業で登録を受けている犬の飼い主が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。

２－③　犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

２－④　同居している家族間で所有者に変更が生じた場合であっても、変更登録の申請が必要になるのでしょうか。例えば、同居している親から子供に所有者を変更した場合が該当します。

３　市町村の事務について

３－①　狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要はありますか。

３－②　マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬

病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。

３－③　「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムで、何ができますか。

３－④　動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に手数料の減免はされますか。（改訂）

３－⑤　動物愛護管理センターや保健所で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されており、登録もされていますが、所有者を特定することができませんでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときにどのように対応すればよいですか。

３－⑥　動物愛護管理センターや保健所が所有者から犬又は猫を引き取る際にマイクロチップ登録証明書を提出させる必要はありますか。

３－⑦　引き取った犬又は猫からマイクロチップの識別番号を読み取った場合、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索する必要が生じるのでしょうか。

３－⑧　動物愛護管理センター業務を業者に委託している場合、委託先がシステムを利用するためには、どのような手続が必要ですか。

３－⑨　動物愛護管理センターから新しい飼い主に犬又は猫を譲渡する際、マイクロチップを装着及び登録してから譲渡する必要がありますか。

３－⑩　動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に、手数料をクレジットカードや２次元バーコードで支払うことが難しいのですが、どのように対応すればよいでしょうか。（新設）

３－⑪　輸入した犬又は猫について、環境省のデータベースへの登録は義務なのでしょうか。（新設）

３－⑫　システムへのログイン用メールアドレスを変更したが、飼養管理基準超過の疑い情報等の通知（以下「疑い通知」という。）及び狂犬病予防法の特例に基づく制度における通知（以下「特例通知」という。）が届きません。（新設）

３－⑬　決済連携機能とは何ですか。（新設）

３－⑭　決済連携機能はどのように申し込めばよいですか。（新設）

３－⑮　決済連携機能を、利用している自治体を確認できますか。（新設）

４　条文の解釈について

４－①　法第 39 条の４において、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」

があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

４－②　ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。

４－③　犬猫等販売業者が、取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。

４－④　令和４年６月１日の法施行日前に民間登録団体が実施しているマイクロチップ登録制度に登録を行った犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。

４－⑤　法施行規則第 21 条の５第４項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」とは、具体的にどのようなものになりますか。

４－⑥　マイクロチップ装着証明書の記載事項や登録申請事項となっている「犬又は猫の特徴となるべき事項」とは、どのような情報になりますか。

４－⑦　法施行規則第 21 条の 10 第３項の「登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

４－⑧　装着されたマイクロチップをやむを得ない事由により取り外した後に、再度マイクロチップを装着する場合に、登録手数料を納付する必要がありますか。

４－⑨　犬又は猫の繁殖から販売に至る過程で、競りあっせん業者を介することがあると考えられます。この場合、競りあっせん業者は変更登録を受ける義務は生じないということでよいでしょうか。

４－⑩　米軍人にもマイクロチップ装着義務や登録義務に係る法の規定が適用されるのですか。（改訂）

４－⑪　法第 39 条の２において、「取得した日」とは、いつの時点を指しますか。（新設）

４－⑫　犬猫等販売業者が所有し、販売はせず繁殖の用に供する犬猫についても、マイクロチップの装着は義務付けられていますか。（新設）

５　その他

５－①　本制度のデータベースに保存されている情報とマイナンバーカード等に記録されている住民情報を紐付ける予定はありますか。

５－②　令和４年６月１日の法施行日前に犬又は猫に装着されたマイクロチップの識

別番号と法施行日以後に装着されるマイクロチップの識別番号の使い分けをしますか。

５－③　マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村に配布する予定はありますか。

５－④　マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村が購入する場合、どのようなものを購入したらよいでしょうか。

５－⑤　本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。

５－⑥　民間登録団体が実施している登録事業では、犬猫等販売業者が犬又は猫の販売時に飼い主に代わって登録申請の手続をしていました。環境省の登録制度でも同様の運用ができないのでしょうか。（改訂）

５－⑦　「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された所有者の個人情報について、迷い犬猫の返還以外に、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等の自治体の事務に利用してもよいですか。

５－⑧　登録された所有者の個人情報について、公共の場所において発見された動物の死体を自治体が収容した際に、所有者への連絡に利用してよいですか。

５－⑨　登録された所有者の個人情報について、外飼いの猫の飼い主を特定し、指導するのに利用してよいですか。

５－⑩　新しい所有者が変更登録を受けた場合に、前の所有者に対しても通知（メール）が届くのですか。

５－⑪　登録、変更登録の手数料の算定根拠を教えてください。

５－⑫　各自治体におけるマイクロチップの登録頭数を教えてください。

編集注：

（新設）　前版から追加した項目

（改定）　前版の内容を修正した項目

この他、軽微な修正を行った項目があります。

１　犬猫等販売業者への対応について

１－①　管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後 90 日以内に販売する場合に、生後 90 日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売することはできますか。

（答）

○　動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 39 条の２第１項に規定されているとおり、生後 90 日以内に販売する場合においても、ブリーダーやペットショップは販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着しなければなりません。

例：57 日齢で販売（譲渡し）をする場合には、57 日齢までにマイクロチップを装着

１－②　管内のブリーダーやペットショップが令和４年６月１日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体について、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないですか。

（答）

○　法施行日以降に、ブリーダーがペットショップに当該犬又は猫を販売する場合は、当該犬又は猫を購入したペットショップがマイクロチップを装着する義務を負います。

○　法施行日以降に、ペットショップが一般の方に当該犬又は猫を販売する場合は、当該犬又は猫を購入した一般の方がマイクロチップを装着する努力義務を負います。

１－③　ブリーダーやペットショップが令和４年６月１日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

（答）

○　法第 39 条の２第１項は、法施行日以後に犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着を義務付ける規定です。

○　同項の対象ではありませんが、法施行日前から犬猫等販売業者が所有している犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）に対してもマイクロチップの装着に努めていただくよう、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令の附則第４条に規定しました。

○　管内の犬猫等販売業者から問合せがあった際には、法施行日前から所有している犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）についても、譲渡しの日までにマイクロチップの装着に努めていただくよう案内をしてください。

１－④　犬猫等販売業者が取得した繁殖の用に供することをやめた犬又は猫については、マイクロチップ装着義務の対象外として考えてよいですか。

（答）

○　繁殖の用に供することをやめた犬又は猫であっても、販売の用に供する場合には、マイクロチップ装着義務の対象になります。

○　また、仮に譲り渡す側が繁殖の用に供することをやめた犬又は猫として譲渡したとしても、犬猫等販売業者が繁殖の用に供するために取得したのであれば、装着義務の対象となります。

○　なお、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を含め、犬猫等販売業者の個人のペットとして犬又は猫を飼養する場合には、その個人として変更登録を受ける必要があります。

１－⑤　獣医師の診断の下、法施行規則第 21 条の４第３項第２号の「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること」に該当するとしてマイクロチップを装着しなかった場合に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着せず販売することはできますか。

（答）

○　健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあると獣医師が診断した場合には、マイクロチップを装着する必要はありません。したがって、その場合には、マイクロチップを装着せずに販売することは妨げられません。

○　ただし、都道府県等の指導監督の際に獣医師の判断があったと証明できるもの（診断書等）が必要だと考えられます。

○　また販売の際に、犬猫等販売業者はマイクロチップが装着されていないこと（理由等）について、犬又は猫を購入しようとする者に情報提供しなければなりません。

○　なお、マイクロチップを装着することにより健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある犬又は猫、例えばマイクロチップを装着できないほど小さい個体だと診断された犬又は猫を販売の用に供することは望ましくないと考えます。

１－⑥　同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。

（答）

○　登録されている犬又は猫の所有者に変更がない場合には、変更登録を申請する必要はありません。つまり、通常では、各店舗はそれぞれ別の動物取扱業者として登録されていますが、別々の登録であっても店舗間の移動が所有者の変更を伴うものでなければ、「変更登録」を受ける必要はありません。店舗間の移動が所有者の変更を伴う場合は、「変更登録」を受ける必要があります。

○　なお、犬又は猫の「所在地」が変わる場合には、登録事項の変更の届出が必要となります。この場合は、「所有者」が変わる際に行う変更登録とは異なり、手数料は発生しません。

１－⑦　犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。

（答）

○　第１種動物取扱業（犬猫等販売業）の登録日を犬又は猫の取得日としてマイクロチップの装着義務が生じると考えられます。その場合、所有している繁殖用及び販売用の犬又は猫が対象になります。

１－⑧　登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。
（例：譲渡猫カフェ　第一種：展示　第二種：譲渡し）

（答）

○　「動物取扱業の種別」は、登録する犬又は猫をどちらの業で取得したかによって、「第一種動物取扱業」又は「第二種動物取扱業」を選択して申請してください。

１－⑨　輸入した犬又は猫に国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合しないマイクロチップが装着されていた場合に、当該規格に適合したマイクロチップを再度装着し直す必要がありますか。（改訂）

（答）

○　国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合したマイクロチップを装着する必要があります。規格外のマイクロチップでは装着の義務を履行しているとは言えません。

１－⑩　法附則第５条第１項に基づく登録を受けなかった犬猫等販売業者に対して罰則はありますか。

（答）

○　法施行日前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者が令和４年６月 30 日までに登録をしなかった場合でも罰則はありません。

○　ただし、登録を受けていないことが判明した場合には直ちに登録の手続を指導してください。

１－⑪　飼養施設を持たず、犬又は猫を一時的に保管する取次販売の場合、取次店を所有者として変更登録を受ける必要がありますか。

（答）

○　所有者が変更となる場合には、変更登録を受けなければなりません。つまり、仕入れた者から所有権の移転が生じる場合には取次店であっても変更登録を受けなければなりません。

１－⑫　ペットショップが譲渡し時に登録証明書を渡さずに、マイクロチップ番号と暗証記号が記載された書類を渡すことをもって登録証明書を渡したと取り扱うことは可能ですか。

（答）

○　できません。

○　登録証明書は環境大臣（又は指定登録機関）が交付したものでなければ認められないため、その他の書類をもって登録証明書とすることはできません。

１－⑬　登録を紙申請する場合、申請から登録証明書が手元に届くまで、ある程度日数を要しますが、この期間に犬又は猫を販売・譲渡し、後日購入者・譲受人に登録証明書を送付することは可能ですか。

（答）

○　できません。

○　法第 39 条の５第９項に規定されている通り、登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、必ず当該犬又は猫に係る登録証明書とともに行わなければなりません。

○　そのため、先に犬又は猫を販売・譲渡し、後日当該犬又は猫の登録証明書を送付するということはできません。

２　住民への対応について

２－①　法第 39 条の９に規定されている都道府県等による所有者への指導及び助言（努力義務）について、具体的にはどのようなことを想定していますか。

（答）

○　犬又は猫の所有者がマイクロチップの装着から登録等の一連の手続を適切に行うことができるよう、動物取扱業者や飼い主に対して必要な助言や指導を行うことが想定されます。特に、所有者が変わったときの変更登録や、住所・連絡先が変わったときの登録事項変更等が適切に行われるように指導及び助言を行うことが考えられます。

○　引き取った犬猫を譲渡する際は、可能な限りマイクロチップの装着と登録が促進されるよう、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」に沿った取組をお願いします。

○　普及啓発活動として、ポスター掲示やリーフレットの配布等も考えられます。

２－②　民間登録団体が個別に行っているマイクロチップ登録事業で登録を受けている犬の飼い主が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。

（答）

○　法施行前に、民間登録団体が運営するマイクロチップ登録事業に登録された犬又は猫の飼い主は、希望すれば環境大臣の登録を受けることができます。

登録を希望される飼い主には「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（https://reg.mc.env.go.jp/）から登録いただくよう案内をしてください。

○　なお、令和４年６月１日以降も民間登録団体がマイクロチップの登録事業を独自に行うことは妨げられるものではありません。

※　法に基づくマイクロチップの登録制度は、民間登録団体が実施している登録事業とは異なるものであり、データが自動的に移行されることはありません。

２－③　犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

（答）

○　オンライン申請の場合には、クレジットカードや２次元バーコードによる決済（PayPay）により支払います。

○　紙申請の場合には、銀行振り込み又はコンビニ決済により支払います。この場合、決済手数料は登録者の負担になります。

２－④　同居している家族間で所有者に変更が生じた場合であっても、変更登録の申請が必要になるのでしょうか。例えば、同居している親から子供に所有者を変更した場合が該当します。

（答）

○　所有者を変更する場合には変更登録の申請が必要です。その場合、手数料を納付することになります。

3　自治体の事務について

3－①　狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要はありますか。

（答）

○　各市町村が管理している狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、指定登録機関へ連絡する必要はありません。

3－②　マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。

（答）

○　法第 39 条の 25 に基づくマイクロチップの登録手数料は、条例に基づき市町村が徴収している狂犬病予防法の犬の登録手数料とは異なります。

○　したがって、マイクロチップの登録手数料を支払ったことを根拠に、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料が徴収できないことはありません。

3－③　「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムで、何ができますか。

（答）

○　指定登録機関がシステムの操作に関するマニュアルを公開しているので御確認ください。システムログイン後の「ダウンロード」ページにマニュアルが掲載されています。

○　都道府県及び政令指定都市（一部中核市を含む。）は、システムの「飼養管理基準超過の疑い情報等の検索」や「所有者別の検索」により情報の検索が可能です。

○　市町村は、システムの「マイクロチップ情報の検索」や「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索（法第 39 条の 7 に基づく「求め」をする市町村に限る。）」により情報の検索が可能です。

3－④　動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に手数料の減免はされますか。（改訂）

（答）

○　動物愛護管理センター等の行政機関が登録等を受ける場合であっても手数料を支払う必要があります。

３－⑤　動物愛護管理センターや保健所で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されており、情報登録もされていますが、所有者を特定することができませんでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときにどのように対応すればよいですか。

（答）

○　引取りした犬又は猫の登録情報について、システムから「無主物処理」を行い、その後「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知」をダウンロードします。

○　譲渡会場等で新しい飼い主に譲渡に関する説明をするときに、「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知（別紙１）」に記載がある「マイクロチップの識別番号」と「暗証記号」を伝え、その場で変更登録の手続をしていただきます。

○　動物愛護管理センターや保健所の職員が、新しい飼い主に代わって変更登録の手続をして、手続後に飼い主から現金で登録手数料を徴収する方法も可能です。

３－⑥　動物愛護管理センターや保健所が所有者から犬又は猫を引き取る際に登録証明書を提出させる必要はありますか。

（答）

○　マイクロチップが装着及び登録されている犬又は猫は、所有者から登録証明書とともに引き取ってください。ただし、所有者が拒否するなど登録証明書とともに引き取れない場合は、この限りではありません。

○　登録証明書とともに引き取った場合は、「無主物処理」をお願いします（関連：３－⑤）。仮に、無主物処理を行わず引き取った犬又は猫の登録証明書を新しい所有者に渡した場合、新しい所有者が変更登録を行うと、登録されていた前の所有者にその旨のメールが届くことになります（関連：５－⑩）。

３－⑦　引き取った犬又は猫からマイクロチップの識別番号を読み取った場合、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索する必要が生じるのでしょうか。

（答）

○　当分の間は、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索・照会する必要があります。なお、法律上、環境省のデータベースへの登録が義務付けられているため、登録比率は徐々に上がっていくものと考えています。

３－⑧　動物愛護管理センター業務を業者に委託している場合、委託先がシステムを利用するためには、どのような手続が必要ですか。

（答）

○　個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づき、適切に対応いただければ、環境省や指定登録機関に対する手続は必要ありません。

３－⑨　動物愛護管理センターから新しい飼い主に犬又は猫を譲渡する際、マイクロチップを装着及び登録してから譲渡する必要がありますか。

（答）

○　犬猫へのマイクロチップの装着及び登録は、個体識別、迷い犬猫及び逸走動物の返還、所有者責任の明確化、適正飼養の推進並びに遺棄防止等を目的とするものです。

○　令和元年の法改正において、附帯決議十一で、一般飼養者等に対するマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発の推進が求められていることに鑑み、国内にいる全ての犬猫にマイクロチップの装着及び登録を推進することが望ましいと考えています。

○　また、動物愛護管理センターは、動物の適正な飼養管理を推進する役割を担っており、マイクロチップの装着及び登録に関して指導及び助言をする立場であることから、保護・収容された犬猫で新しい飼い主に譲渡される個体にはマイクロチップを装着した上で、新しい飼い主に譲渡する際にその場で（変更）登録いただくこと又は動物愛護管理センターで（変更）登録を代わりに行っていただくことが考えられます。

３－⑩　動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に、手数料をクレジットカードや２次元バーコードで支払うことが難しいのですが、どのように対応すればよいでしょうか。（新設）

（答）

○　オンライン申請の支払方法選択時に、クレジットカードや２次元バーコードのほか、自治体のみ、後払いも御選択いただけます。後日、指定登録機関から自治体あてに請求書が送付されます。振込手数料は自治体に御負担いただきます。

３－⑪　輸入した犬又は猫について、環境省のデータベースへの登録は義務なのでしょうか。（新設）

（答）

○　犬又は猫を輸入した場合、マイクロチップの装着が必要です。

○　犬猫等販売業者が輸入した場合、環境省のデータベースへの登録は義務となります。一方で、個人で輸入した場合、登録は義務付けられておりません。

３－⑫　システムへのログイン用メールアドレスを変更したが、飼養管理基準超過の疑い情報等の通知（以下「疑い通知」という。）及び狂犬病予防法の特例に基づく制度における通知（以下「特例通知」という。）が届きません。（新設）

（答）

○　システムへのログイン用メールアドレスについては、セキュリティ上の観点から、原則として、職員個人の勤務先メールアドレスを御登録いただき、各自で管理いただくこととしております。一方で、疑い通知及び特例通知は、自治体のメールアドレスが登録されています。そのため、ログイン用メールアドレスを変更された場合であっても、疑い通知及び特例通知の送信先は変更されません。なお、疑い通知及び特例通知の送信先メールアドレスは、それぞれ異なる場合がありますので、御留意ください。

３－⑬　決済連携機能とは何ですか。（新設）

（答）

○　市区町村が希望する場合には、システムにおけるマイクロチップの登録及び登録手数料の納付後に、「狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料納付サイト」に画面遷移さ

せる仕組みです。

○　狂犬病予防法の特例制度に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの登録又は変更登録を行う機会を活用して、市区町村が容易に犬の登録に係る手数料を徴収できるよう、措置を講じたものです。なお、決済連携機能は特例制度への参加状況を問わず、すべての市区町村が利用可能です。

○　本件は、令和６年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下※を参照ください。

※　令和６年地方分権改革に関する提案募集「令和６年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号 114 参照）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

３－⑭　決済連携機能はどのように申し込めばよいですか。（新設）

（答）

○　決済連携機能の御利用を希望する場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録における決済連携機能設定申込書」に必要事項を御記入の上、環境省へメールで送付してください。

○　申込書は、システムログイン後の「ダウンロード」ページに掲載しております。

○　本番環境への申込みのほか、動作確認ができるテスト環境への申込みが可能です。本番環境の利用を開始する前に、テスト環境で動作確認を行うことを推奨します。

○　本番環境への申込みについては、利用前月 20 日までにお申し込みください。テスト環境への申込みについては、随時受付しており、環境省でメールを受信確認してから 10 営業日後に御利用いただけます。

３－⑮　決済連携機能を、利用している自治体を確認できますか。（新設）

（答）

○　システムの「ダウンロード」ページに、「決済連携機能を適用している市区町村一覧」を掲載しております。

４　条文の解釈について

４－①　法第 39 条の４において、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

（答）

○　法第 39 条の４に規定されている「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましいと考えられます。

○　例えば、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有する場合や磁気共鳴画像法（MRI）による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されます。

４－②　ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。

（答）

○　罰則はありませんが、変更登録の申請は義務となっています。

４－③　犬猫等販売業者が、取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。

（答）

○　法第 21 条第１項に基づく「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（以下「基準省令」という。）において、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着及び登録は、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準の１つとして位置付けられています。

○　これにより、犬猫等販売業者がマイクロチップの装着及び登録をしなかった場合には、基準省令違反として、勧告、命令、取消処分の対象となり、これらに関連する罰則の対象となります。

○　犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合、マイクロチップ装着に関する基準省令を遵守するよう、行政指導等の対応をお願いします。

４－④　令和４年６月１日の法施行日前に民間登録団体が実施しているマイクロチップ登録制度に登録を行った犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。

（答）

○　犬猫等販売業者の所有する犬又は猫については、改正法の附則第５条第１項に基づき、令和４年６月１日から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、法に基づく登録を受けなければなりません。

○　犬猫等販売業者以外の者については、改正法の附則第５条第２項に基づき、本制度に登録することができるとされています。環境省としては、できる限り、本データベースに登録いただきたいと考えています。

○　なお、令和４年６月１日の法施行日前に民間登録団体のマイクロチップ登録事業に登録された犬又は猫の所有者については、本データベースに登録する際の手数料は徴収されません。

４－⑤　法施行規則第 21 条の５第４項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」とは、具体的にどのようなものになりますか。

（答）

○　マイクロチップが装着されていることを確認した獣医師の診断書等であって、マイクロチップが装着されていることや読み取りをしたマイクロチップの識別番号が記載された書面を想定しています。AIPO（(公社) 日本獣医師会等から構成される動物 ID 普及推進会議による個体登録事業）の登録完了通知など、マイクロチップの識別番号が確実にわかるものであればそれを用いることも可能です。

○　参考例として、別紙２を御参照ください。

４－⑥　マイクロチップ装着証明書の記載事項や登録申請事項となっている「犬又は猫の特徴となるべき事項」とは、どのような情報になりますか。

（答）

○　狂犬病予防法施行規則第３条と同じ解釈であり、名や品種等を除く個体識別等に資する情報があれば記載することになります。

４－⑦　法施行規則第 21 条の 10 第３項の「登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

（答）

○　動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されているにも関わらず、環境省のデータベースに登録されている情報から所有者を特定できない場合や所在不明で連絡がとれない場合等を想定しています。

４－⑧　装着されたマイクロチップをやむを得ない事由により取り外した後に、再度マイクロチップを装着する場合に、登録手数料を納付する必要がありますか。

（答）

○　マイクロチップを取り外し、再度マイクロチップを装着して登録する際には、登録手数料を納付する必要があります。

○　なお、マイクロチップを取り外した場合、法第 39 条の８に基づき届出を行う必要もあります。

４－⑨　犬又は猫の繁殖から販売に至る過程で、競りあっせん業者を介することがあると考えられます。この場合、競りあっせん業者は変更登録を受ける義務は生じないということでよいでしょうか。

（答）

○　ブリーダーから競りあっせん業者（オークション業者）に対して、犬又は猫の所有権の移転はないと考えられます。よって、ブリーダーによるオークションへの出品に際して、競りあっせん業者に変更登録を受ける義務は生じません。

４－⑩　米軍人にもマイクロチップ装着義務や登録義務に係る法の規定が適用されるのですか。（改訂）

（答）

○　公務執行中でない米軍人等、また、それら家族は、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除き、日本の法令が適用されます。

○　つまり、動物愛護管理法の適用を除外する日米地位協定上の規定等はないため、米軍人等が国内のペットショップやブリーダー等から犬又は猫を購入した場合には、変更登録を受ける義務が生じます。

○　一方、米軍人が公務のため軍用犬を購入する場合、動物愛護管理法は適用されません。そのため、マイクロチップを装着・登録した犬を犬猫販売業者が米軍人に軍用犬として販売する際には、犬猫販売業者において登録事項変更の届出を行い、備考欄に「米軍に販売した」と記載するよう御案内ください。

○　なお、国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合したマイクロチップが装着された犬又は猫とともに入国した場合には、本制度のデータベースに登録することができます。

○　また、入国後にマイクロチップが装着されていない犬又は猫を譲り受けた場合には、マイクロチップの装着に努めることとなります。

※参考：外務省・日米地位協定ＱＡ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html

４－⑪　法第 39 条の２において、「取得した日」とは、いつの時点を指しますか。（新設）

（答）

○　所有権を取得（出産による取得を含む。）した日を指します。

４－⑫　犬猫等販売業者が所有し、販売はせず繁殖の用に供する犬猫についても、マイクロチップの装着は義務付けられていますか。（新設）

（答）

○　犬猫等販売業者には、どのような用途に供するかを問わず、令和４年６月１日の法施行日以降に取得した犬猫に対するマイクロチップの装着が義務付けられています。

５　その他

５－①　本制度のデータベースに保存されている情報とマイナンバーカード等に記録されている住民情報を紐付ける予定はありますか。

（答）

○　現段階で他制度のデータベースに記録されている情報と紐付ける予定はありません。

５－②　令和４年６月１日の法施行日前に犬又は猫に装着されたマイクロチップの識別番号と法施行日以後に装着されるマイクロチップの識別番号の使い分けをしますか。

（答）

○　法施行日前に装着されたマイクロチップの識別番号は、法施行日以後においても引き続き使用されることになります。

○　法施行日前に装着されたマイクロチップの識別番号は、法施行日以後に別の犬又は猫に装着されるマイクロチップの識別番号に重複して使用されることはありません。

５－③　マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村に配布する予定はありますか。

（答）

○　各市町村で読み取り器を御準備いただくようお願いします。

○　民間団体等からの寄贈についても、必要に応じて御活用ください。

５－④　マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村が購入する場合、どのようなものを購入したらよいでしょうか。

（答）

○　国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合したマイクロチップを読み取ることができるリーダーであればどのメーカーのリーダーを購入しても構いません。

５－⑤　本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。

（答）

○　普及啓発資料の電子データについては、環境省及び指定登録機関のホームページに公開していますので、御利用ください。

○　紙媒体を御希望の場合は、環境省や指定登録機関にお問合せください。

５－⑥　民間登録団体が実施している登録事業では、犬猫等販売業者が犬又は猫の販売時に飼い主に代わって登録申請の手続をしていました。環境省の登録制度でも同様の運用ができないのでしょうか。（改訂）

（答）

○　報酬を受け取って、代わりに官公署への登録の申請や変更登録の申請を行うと行政書士法に違反することとなり、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

○　法律上、所有者に登録の申請等をする義務が課せられているため、所有者自身が手続をしなければなりません。

○　また、運用上、自分事として手続いただくことで、住所変更や連絡先の変更等が生じた場合であっても、忘れずに登録事項の変更の届出を行うことにつながると考えています。

５－⑦　「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された所有者の個人情報について、迷い犬猫の返還以外に、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等の自治体の事務に利用してもよいですか。

（答）

○　マイクロチップの装着及び登録の制度において、登録された個人情報は、個人情報保護法第69条第1項等に基づき、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で利用、提供することが可能です。したがって、各自治体において、当該事務を実施する根拠となる法令や条例に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された個人情報を照会する根拠となる規定があるかについて、御確認ください。必要があれば環境省に御相談いただくことも可能です。

○　例えば、法第39条の9の犬又は猫の所有者に対する指導・助言、法第23条第1項及び第4項（第24条の4において準用する場合を含む。）に基づく基準省令を遵守していない第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する勧告・命令、狂犬病予

防法に基づく登録等の事務は、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務であることから、事務の実施に当たり当該事務の執行に必要な範囲で登録された個人情報を利用いただくことが可能です。

○　本件は、令和６年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下※を参照ください。

※　令和６年地方分権改革に関する提案募集「令和６年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号 115 参照）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

５－⑧　登録された所有者の個人情報について、公共の場所において発見された動物の死体を自治体が収容した際に、所有者への連絡に利用してよいですか。

（答）

○　都道府県等が法第 36 条第２項に基づき公共の場所で発見された動物の死体を収容した場合において、所有者へ連絡することが、法第 35 条第７項に基づく環境省告示※1第５に定める「適切な措置」だと自治体にて判断された際には、登録された個人情報をもとに所有者へ連絡をとることが可能です。

○　本件は、令和６年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下※2を参照ください。

※１　環境省告示「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_4.pdf

※２　令和６年地方分権改革に関する提案募集「令和６年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号 115 参照）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

５－⑨　登録された所有者の個人情報について、外飼いの猫の飼い主を特定し、指導するのに利用してよいですか。

（答）

○　猫の飼い主が特定されておらず、所有者不明の猫であることから、法第 35 条第３項に基づき当該猫を都道府県等が収容した場合、同条第４項に基づき登録された個人情報をもとにその所有者を発見（照会及び特定）し、返還に努めることとなります。

その過程で所有者が判明した場合には、適正飼養の観点から猫の飼い主を指導することは可能です。

○　本件は、令和６年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下※を参照ください。

※　令和６年地方分権改革に関する提案募集「令和６年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号 115 参照）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

５－⑩　新しい所有者が変更登録を受けた場合に、前の所有者に対しても通知（メール）が届くのですか。

（答）

○　新しい所有者の変更登録が完了すると前の所有者に下記の文言とともに「変更登録日時」、「マイクロチップの識別番号」、「犬又は猫の名（前の所有者の付けた名）」が記載されたメールが届きます。

＜メールの文言＞

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムを利用いただき、ありがとうございます。
所有者が ○○ 様から新しい所有者へ変更されました。

５－⑪　登録、変更登録の手数料の算定根拠を教えてください。

（答）

○　手数料は、登録関係事務を行うために必要な実費を勘案し、政令で定めた額となります。

○　具体的には、登録関係事務に係る年間経費を算出し、想定される年間登録件数で除して得た額としています。

５－⑫　各自治体におけるマイクロチップの登録頭数を教えてください。

（答）

○　年度末時点で自治体に所在する犬又は猫の登録頭数は、環境省動物愛護管理室が毎年発行する「動物愛護管理行政事務提要」に掲載されています。

（別紙１）

マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項本文又は同条第 3 項の規定に基づき都道府県等が引取りを行った犬又は猫について、当該犬又は猫の新たな所有者が以下に記載されたマイクロチップの識別番号及び暗証記号を用いて、速やかに変更登録をするための通知になります。

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	☑犬　□猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年　月　日
07. 犬又は猫の性別	□雄(オス)　☑雌(メス)

登録内容の更新は、こちらより行ってください。

https://reg.mc.env.go.jp/

お問い合わせ先

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

（別紙２）

年　　月　　日

マイクロチップ識別番号証明書（参考例）

下記の犬又は猫について、装着されているマイクロチップの識別番号を証明する。

確認年月日　　年　　月　　日

マイクロチップの識別番号

（マイクロチップ付属のバーコードシールをお持ちの場合は記入せずに貼ってください）

記

1　犬又は猫の名	
2　犬又は猫の別	□犬　　□猫
3　犬又は猫の品種	
4　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
5　マイクロチップの識別番号を証明した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する開設の場所）	〒
6　マイクロチップの識別番号を証明した施設の電話番号	

マイクロチップの識別番号を証明した獣医師の氏名

獣医師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　当該（参考例）は、動物愛護管理法施行規則第 21 条の５第４項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」を発行する際の参考にしてください。